

国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例運用要綱

(平成 6 年 3 月 18 日 訓令第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 2 日 訓令第 2 号

国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例（平成 6 年組合条例第 1 号。以下「特例条例」という。）第 2 条に定める組合長が特に認めるときの基準等について下記のとおり定める。

記

1 特例条例適用の基準

特例条例の適用は、特例条例の適用を受けた特別職の職員が当該組合市町村を退職したときには引き続き国家公務員等に復帰することを前提としている場合に限るものである。

2 事前協議

特例条例の適用については、別記様式による申し出に基づき、できるかぎり早い時期に組合市町村長と組合長が協議を行うものとし、協議が整った場合は、当該特別職の職員の就任までの間に協議書を組合市町村長と組合長が取り交わすものとする。